

発 言 通 告 書

令和5年11月28日

松山市議会議長 渡部克彦 殿

松山市議会議員 梶原時義

次のとおり通告します。

発言順位	19	受領日時	11月28日 午前 11時 55分	3枚中 1枚目
質問等の方式	一問一答方式		一括方式	発言時間 約 50分
答弁を求める者	・市長 ・農業委員会会長	・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・監査委員	・公平委員会委員長 ・公営企業管理者	

No.	件 名	発 言 の 要 旨
1	中心商店街空き店舗対策について、市民や観光客の消費行動を喚起させるために道後商店街を含め大街道や銀天街等におしゃれなごみ箱を設置してはどうか。	<p>(1) 新型コロナの影響も否めないが、本市中心商店街の空き店舗率は、年々増加しており、全国の地方都市においても同様の傾向にある。このような商店街シャッター街化を止める対策として、今議会にも新規出店者に僅かな奨励金を出す議案が提出されているが、残念ながら、場当たりの対策としか思えない。市長の見解を問う。</p> <p>(2) もっと知恵を出して、発想の転換を図るべきではないか。</p> <p>① 集客でにぎわうエミフルにあって大街道にないものは何か。</p> <p>② 通行客に食べ歩きを含め消費を促しながら、ごみを捨てるごみ箱が商店街には一つも存在しない現状。つまり、おいしい愛媛の名物「じゃこ天」を買って食べ歩きをして楽しんでくださいと言いながら「ごみは持ち帰れ」と言っているのが、今の商店街と本市の発想と思うがどうか。</p> <p>③ 商店街のごみ箱に入れられたごみは、消費の証であり歓迎すべきものだと思うがどうか。</p> <p>(3) 市内の「どこでも墓地や納骨堂のある街松山」で名前を売るのでなく、商店街に「日本一おしゃれなごみ箱がたくさんある街松山」「商店街にごみが1つも落ちてないきれいな街松山」を本市行政が主導で行うことで消費喚起と環境美化につながり、その延長線上に空き店舗解消が見えてくると思うが、とりあえず中心商店街におしゃれなごみ箱を設置してみてもと思うがどうか。</p>
2	ビッグモーター衣山店周辺の街路樹損壊事件について、土壤調査の内容を明らかにせよ。また警察当局への告発を行うか損害賠償を求めるべきではないのか。	<p>(1) 9月議会の新風会代表質問で、ビッグモーター平井店と衣山店の店舗周辺街路樹が根こそぎなくなっている箇所が平井店で4か所、衣山店で2か所あると梶原が指摘したが、平井店前の国道においては、既に国土交通省が、除草剤がまかれていたことを根拠に警察当局に告発をしている。本市管轄の衣山店前の松山市道においても、除草剤が検出されたようであるが、道路の完成やビッグモーター</p>

No.	件 名	発 言 の 要 旨
		の進出時期、あるいは街路樹損壊時期を含めビッグモーターと除草剤の関連性を明らかにせよ。
		(2) 衣山店前街路樹の土壌調査の内容や結果について、梶原の代表質問後の9月末の調査から11月17日までの報告を含め、ビッグモーターが、「当社で除草剤をまいた可能性があると思われる」と認めているにもかかわらず、損害賠償請求をしないとはどういうことなのか。
		(3) 土壌調査の表土(表面から深さ15センチメートル程度の土)から採取した4か所のうち、街路樹が枯れて国が伐採した後の植栽樹2か所から除草剤が検出されず、枯れていない街路樹の植栽樹2か所からは除草剤が検出されたという矛盾する土壌調査の結果内容に疑問が残る。これは除草剤が検出されなかったという枯れて伐採された植栽樹には、伐採された木を根こそぎ取り除いた上で新たな表土が入られた可能性が強く、表土ではなく深さ50センチメートルから100センチメートルまでの土を採取すれば、除草剤は検出されたと考えられるがどうか。
		また、損害賠償請求で和解するか、再調査を行い、その結果を基に告発するか、ビッグモーターと折衝するべきではないか。
3	都市計画法違反の違法な開発行為を行い、3,000平方メートルをはるかに超える8,800平方メートルの土地を一体利用していたビッグモーター平井店の開発許可に本市が違法と認識していながら便宜を図っていた形跡について	<p>(1) 9月議会のビッグモーター平井店開発許可の関連質問に対し、市長が「守秘義務」という言葉でビッグモーターに配慮し答弁を拒否したことを含め、平井店の開発許可や隣接する3社の敷地8,800平方メートルの一体利用に便宜を図ったことはないか。</p> <p>① 今回のように親会社、子会社と一緒に3社が隣接する敷地に申請した事案では、開発行為の申請段階から3社の一体利用が懸念されたはずだが、どのような対策を講じたのか。</p> <p>② 開発審査会で一体利用の可能性についてどのような意見があったのか。</p> <p>③ 開発許可申請の手引きでは、「※隣接する同一会社及び系列会社やフランチャイズ等と同一性があると判断されるものは認められない」とあるが、申請者3社の資本関係のチェックはしなかったのか。</p> <p>(2) 3社の施設間にわざわざ避難通路なるものを設置させて、3社の一体利用を可能にしていたが、その法的根拠は何か。</p> <p>また、ビッグモーターとビーエムホールディングスの2社は、3方向に</p>

